東 海 28 第 889 号
平成 29 年 2 月 17 日

支 部 長　　殿

東海税理士会
会長　太　田　直　樹
＜公印省略＞

セルフメディケーション税制について（周知依頼）

平成 29 年１月１日から適用が開始された標題の税制について、日税連から別紙のとおり協力依頼がありました。

つきましては、日税連作成のポスター・チラシを別表の部数送付いたしますので、例えば、本年の確定申告時期の無料税務相談会等において掲示・配布する等、納税者への周知方策につきご検討くださるようお願い申し上げます。

なお、日税連ポスター・チラシについては、日税連から本会へ到着次第、支部へ送付させていただきます。（日税連から本会へは、2 月 20 日頃到着見込みです。）

＜参考＞
厚生労働省ホームページ
「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

日本一般用医薬品連合会ホームページ
「知ってトクするセルフメディケーション税制」
http://www.jfsmi.jp/lp/tax/

セルフメディケーション税制
ポスター・チラシ送付部数

支部名	ポスター送付部数 （均等割）	チラシ送付部数 （均等割+会員数割）
小牧	2	33
尾張瀬戸	2	16
一宮	2	31
津島	2	17
刈谷	2	26
西尾	2	13
岡崎	2	26
豊田	2	16
豊橋	2	50
新城	2	7
静岡	2	42
清水	2	14
下田	2	7
沼津	2	22
三島	2	17
熱海	2	10
富士	2	19
藤枝	2	15
島田	2	11
磐田	2	15
掛川	2	10
浜松西	2	44
浜松東	2	18
津	2	21
桑名	2	17
鈴鹿	2	12
四日市	2	26
松阪	2	13
伊勢	2	16
上野	2	9
尾鷲	2	7
合計	62	600

日連 28 第 1348 号
（業 1 第 93 号）
平成 29 年 2 月 15 日

税理士会会長　殿

日本税理士会連合会
会長　神津　信一
＜公印省略＞

セルフメディケーション税制について（周知依頼）

平成 29 年１月１日から適用が開始された標題の税制について、日本一般用医薬品連合会から別紙のとおり協力依頼がありました。

当該税制は、いわゆるスイッチＯＴＣ医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を一定額以上購入した場合に、その購入費用について所得控除を受けることができるものですが、確定申告期限等から５年間は購入時の領収書等を保管しなければなりません（平成 31 年分の確定申告までは、経過措置として、保管に代えて申告時の領収書等の提示又は添付でも可）。よって、それらの領収書等を破棄しないよう、早期に納税者に呼びかける必要があります。

つきましては、同連合会が作成したポスター・チラシ（PDF で添付）が別表の部数送付されますので、例えば、本年の確定申告時期の無料税務相談会等において掲示・配布する等、納税者への周知方策につきご検討くださるようお願い申し上げます。

＜参考＞
厚生労働省ホームページ
「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

日本一般用医薬品連合会ホームページ
「知ってトクするセルフメディケーション税制」
http://www.jfsmi.jp/lp/tax/

収受
29.2.-6
日本税理士会連合会

一般薬連 SMZ170101 号
平成 29 年 2 月 1 日

日本税理士会連合会
会長　神津信一　様

日本一般用医薬品連合会
会長　三輪芳弘

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に関する協力の依頼について

貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記、平成 29 年 1 月 1 日施行の「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」につきましては、日頃よりお世話になっております。

当連合会では、国民の健康やセルフメディケーションの一層の振興に資するため、本税制の普及・啓発を行っております。しかし、一方、一般生活者における認知・理解は十分ではありません。

本税制策定の目的達成を念頭に、医薬品の専門家による説明・啓発を期待できる薬局店頭においてもポスターやチラシを活用して頂いておりますところ、併せて税の専門家であり一般生活者との接点も多い貴会税理士の先生方にも、是非、普及にご理解とご協力を賜りたくここにお願いを申し上げる次第です。

特に税制適用の要件である「レシート保管」につきましては、早急に幅広く情報伝達する必要性があると捉えております。つきましては、誠に急なお願いではございますが、貴会にて 2 月頃に行われます一般生活者を対象とした税の相談窓口等において、当会作成のポスターの貼付、およびチラシの配布等をご検討頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

また、普及啓発の継続的なご助力を賜りたく、次期「税制改正」の研修会や広報誌等でのお取り扱いにつきましても、併せてご検討くださいますれば誠に幸いと存じ上げます。

末筆になりましたが、貴会の益々のご発展を願っております。

以上

ご存知ですか？

OTC医薬品の購入で税金が戻るかも！

2017年1月から
セルフメディケーション税制
（医療費控除の特例）が施行！

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに
「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」がスタート。
特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が
「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。
なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。



セルフメディケーション 税控除対象

公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
日本製薬団体連合会
日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
日本一般用医薬品連合会

ご存知ですか？

2017年1月から

新しい税制が始まりました！

こちらが目印です！

セルフメディケーション税控除対象

2017年1月から セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が始まりました。

従来の医療費控除制度は、1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が、自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入したOTC医薬品の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が施行されました。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。



セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）Q&A



Q1 対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品とは？

厚生労働省のホームページ**http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html**で、この制度の対象となる具体的なOTC医薬品を確認することができます。
製造メーカーは、対象となるOTC医薬品のパッケージに右のような識別マークを印刷またはシールで表示する予定です。

＜表示例＞





＜識別マーク＞



＊製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。
＊製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象になります。

さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と「セルフメディケーション税制対象」という印字か、手書きの注記がなされますので、そのレシートや領収書は大切に保管ください。

Q2 対象となる人は？



所得税や住民税を納めていて、自分と同一家計の家族分を合わせて、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えた人で、あわせて健康の維持増進や疾病予防のために健康診断等を受けている人が対象になります。

Q3 いくら税金が戻ってくるの？



同一家計の家族分を含めた対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を越えた部分に申告者の所得税率を掛けた金額が所得税（国税）分として戻ってきます。

例えば所得税率20%の申告者が年間5万円分を購入した場合は、（5万円－1万2,000円）x 20%＝7,600円が戻ってきます。
加えて、翌年度の住民税（地方税）分として、（5万円－1万2,000円）x 個人住民税率10%＝3,800円が減額されます。

注：10万円分の購入、すなわち8万8,000円の所得控除が上限になります。

Q4 確定申告はどのようにすればよいの？

確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

＊従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。

購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

どちらの医療費控除制度を選択したらよいか、よく考えましょう。

これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えることがなかった人でも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えれば、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けられる可能性があります。

OTC医薬品を購入した場合のレシート（領収書）は、こまめに保管しておく習慣をつけましょう。



公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
日本製薬団体連合会
日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
日本一般用医薬品連合会